

発委第 1 号

長与町議会基本条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 17 日

提出者 議会運営委員会
委員長 竹 中 悟

提案理由

今回の改正は、議会の政策形成機能の強化及び町民に開かれた議会の実現を図るとともに、議会活動の充実を図るため、所要の改正を行うもの。

長与町議会基本条例の一部を改正する条例

長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「討議」の次に「、政策立案及び政策提言」を加える。

第13条第1項中「能力の向上と資質」を「に係る能力並びに資質の」に改め、「議会図書室及び」を削り、同条第2項中「の有識者」を「関係者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室その他必要な情報収集環境の充実に努めるものとする。

第15条第1項中「の」を「に関する」に、「するため」を「し」に、「を利用」を「、ホームページその他多様な広報手段を活用」に改め、「よう努める」を削り、同条第2項中「情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することで、より多くの町民が議会と町政に関心を持つよう」を「町民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報発信の方法及び内容について継続的に検討し、町民の関心を高めるとともに、町民が議会活動に参画しやすい環境づくりに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議会は、議会活動及び政策形成の前提となる町民の多様な意見や要望の情報収集に努めるものとする。

第18条第1項を削り、同条第2項中「議員定数条例」を「長与町議会議員定数条例（昭和26年条例第7号）」に改め、同項を同条とする。

第19条第1項を削り、同条第2項中「議員報酬等条例」を「長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第3号）及び長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（令和6年条例第16号）」に改め、同項を同条とする。

第20条第2項中「長与町議会災害対応要領」を「長与町議会災害等対策会議設置要綱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。